

## 東区自治連合協議会 4 月定例会

### 1. 依頼案件

- (1) ①令和 2 年度共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について  
②令和 3 年度住民賛助会員募集チラシの配布協力について  
【②のみ広報さかい 4 月号掲載】 (堺市社会福祉協議会)

#### ①令和 2 年度共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について

昨年 10 月より実施いたしました「赤い羽根」共同募金運動、及び 12 月より実施いたしました歳末たすけあい運動におきましては、公私ご多忙の折りにもかかわらず多大なご協力を賜り、誠にありがとうございました。今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<共同募金実績>

令和 2 年度実績 40,641,875 円  
目標達成率 73.0%

<歳末たすけあい運動報告>

令和 2 年度寄付金実績 15,431,412 円

#### ②令和 3 年度住民賛助会員募集チラシの配布協力について

令和 2 年度募集の際には、賛助会員への加入やチラシの配布について、皆さまにご協力をいただきましてありがとうございました。令和 3 年度も、住民賛助会員の募集に取り組んでまいりますので、ご多忙のところ恐縮ですが、自治会加入世帯への住民賛助会員募集チラシの配布について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**協力内容：**堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集チラシの自治会加入世帯への全戸配布  
**配布方法：**各戸一部ずつご配布頂きますようお願い申し上げます。

**会費：**年額 500 円 (1 口以上)

**申込方法：**チラシに付いている払込取扱票に必要事項を記入し、郵便局にてお振込みください。(振込手数料は堺市社会福祉協議会が負担いたします。)

※会費は、さかいボランティアフィスティブアルの実施や地域のつながりハート事業の推進など、地域福祉のために活用されます。

※住民賛助会員は、強制的にご加入いただくものではなく、社協活動にご賛同いただいたうえで、任意で加入いただくものです。

問合せ・・・TEL 232-5420 堺市社会福祉協議会

- (2) 自衛官募集ポスターの掲示について (防衛省自衛隊堺出張所)  
【広報さかい 7, 8 月号掲載】

近年、自衛隊に求められる任務や役割が拡大化・多様化する中で、これまでも増して国と国民を守るという大きな責任を全うできる人材を 1 人でも多く確保することが地域の安全、安心に直結すると考えております。

こうした状況に鑑み、自衛官募集広報用ポスターの自治会掲示板への貼付案件のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

問合せ・・・TEL 232-1026 防衛省自衛隊堺出張所

(3) ①子どもの見守り活動の協力依頼について

②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険について

【①のみ広報さかい7月号・12月号掲載予定】

(学校教育部)

### ①子どもの見守り活動の協力依頼について

子どもの安全確保のため、校区巡回をはじめとした様々な取組にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

依然として子どもが被害者となる事件や不審者の発生が後を絶たず、子どもの安全確保につきましては、学校・家庭・地域の協働による取組が重要と考えております。

つきましては、令和3年度におきましても、子どもの安全確保のため、見守り活動に引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。また、一斉登校指導・一斉下校指導の取組につきましては、下記のとおり計画しております。

引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

市立小・中学校一斉登校指導：令和3年7月7日（水）

市立小学校一斉下校指導：令和3年12月24日（金）（第2学期終業式）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更になる場合があります。

### ②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険について

令和3年度につきましても、下記のとおり、子どもの見守り活動に携わっていただいている地域の方々を対象として保険加入しましたのでお知らせいたします。

#### 1. 名称

「子どもの安全見まもり隊傷害・賠償責任保険」

#### 2. 加入に際しての条件

- ①PTA会員以外で、子どもの見守り活動に携わっている方
- ②定期的に見守り活動を行っている方

#### 3. 加入の方法

- 各小学校で、加入者名簿を作成していますので、直接小学校にお申し出ください。
- 住所・氏名・電話番号等に変更がありましたら連絡をお願いします。

#### 4. 保険対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

#### 5. 補償内容

##### ①傷害保険

保険金額（補償額）	傷害	熱中症危険特約
災害死亡	1,000万円	1,000万円
後遺障害	1,000万円	1,000万円
入院日額（180日限度）	5,000円	5,000円
通院日額（90日限度）	2,500円	2,500円

※熱中症危険特約をつけています。

医師の診察を受けて、熱中症（日射病及び熱射病等）を発症した際、見守り活中との因果関係が認められましたら、保険が適用されます。

※適用された場合は、入院初日から保険料が支払われます。

##### ②賠償責任保険

対人賠償 支払限度額 1事故につき 10,000万円

※補償内容等は今後変更になる可能性があります。

6. 事故発生時は、名簿登録している小学校へ連絡してください。

7. その他

①4月中に名簿登録をお願いします。保険は4月1日から適用されます。

②年度途中からの加入も可能です。活動している小学校へ名簿掲載の連絡をしてください。

問合せ・・・Tel 228-7436 生徒指導課

(4) ①堺市人権協だより「こころの響き Vol.42」概要版の回覧について

②令和3年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題研修会の開催について

(人権部)

**①堺市人権協だより「こころの響き Vol.42」概要版の回覧について**

当協議会では、住民の皆様の人権意識を高め、人権を理解していただけるよう「堺市人権協だより『こころの響き Vol.42』」を作成いたしました。

つきましては、「こころの響き」の回覧について御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel 221-9280 堺市人権教育推進協議会事務局

**②令和3年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題研修会の開催について**

令和3年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題研修会を下記のとおり開催いたします。御多用のところ誠に恐縮ではございますが、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

1. 趣旨・目的

各校区において、様々な活動の中心を担われている校区代表者のみなさまに、様々な人権問題に触れていただき、人権問題に対する理解と認識をさらに深めていただくことを目的として、校区代表者の研修会を実施いたします。

2. 日程

令和3年5月7日(金)

堺市自治連合協議会定例会終了後 約30分

3. 場所

堺市役所 本館3階 大会議室

4. 内容

DVDの視聴

「新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題について」

「インターネットと人権について」

問合せ・・・Tel 228-7420 人権推進課

## 2. 事業説明案件

### (1) 令和3年度基幹統計調査の実施について

(政策企画部)

統計法に基づく基幹統計調査として、令和3年度、経済センサス-活動調査を実施しますので、ご報告いたします。

#### 1. 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とし、5年ごとに実施しています。

#### 2. 主管官庁

総務省・経済産業省

#### 3. 調査日程（調査期日：令和3年6月1日）

5月中旬～下旬：調査票の配布期間

6月1日～：調査票の回答期間（インターネット回答又は郵送回答）

#### 4. 調査の対象（市内約37,000事業所）

市内すべての事業所（人が収入を得て働いている場所）が対象となります。ただし、個人の農林漁家、国・地方公共団体の事業所など一部を除きます。

#### 5. 調査の方法

##### 【調査員調査】

調査員が、対象となる事業所を訪問し、できるだけインターホン越しに調査の説明及び依頼をし、郵便受けに調査票を配布するなど、非接触の方法で行います。

※調査票の回収は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、インターネット回答又は郵送回答を予定しています。

##### 【直轄調査】

支社のある事業所、資本金1億円以上の単独事業所等には、国が、本社等に傘下の事業所分を含めた調査票を一括して郵送します。

#### 6. 調査項目

##### ・産業共通の基本的事項

事業所の名称、所在地、経営組織、従業員数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理的事項 等

##### ・産業別の特性事項

例) 製造業：製造品出荷額、在庫額 等

サービス業：サービス収入の内訳 等

#### 7. 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。

【広報さかい6月号掲載】

消防局では、令和3年度におきましても、高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、下記のとおり防火訪問を実施いたします。

防火訪問では、住宅での火災予防対策及び設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置及び維持管理促進を働きかけてまいります。

1. 対象

75歳以上の高齢者のみ世帯

2. 実施予定期間

6月から翌年3月まで

※令和4年度以降も定例的な事業として実施する予定です。

3. 市民への周知

全世帯に配布される「広報さかい」6月号に、住宅防火対策啓発に併せて、高齢者の防火訪問を行う旨の内容を記載し、周知する予定です。

4. 備考

令和2年度高齢者防火訪問は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面指導を中止し、チラシ等のポスティングのみとしました。

問合せ・・・TEL 238-6005 予防査察課